

平成 31 年

南三陸町議会会議録

第2回定例会 3月5日 開会  
3月20日 閉会

南三陸町議会

平成 31 年 3 月 7 日 (木曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成31年3月7日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

---

欠席議員（1名）

10番 高橋兼次君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤仁君

副 町 長	最 知 明 広 君
会計管理者兼出納室長	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震災復興企画調整監	橋 本 貴 宏 君
管 財 課 長	佐 藤 正 文 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	阿 部 修 治 君
総 合 支 所 長	佐 久 間 三 津 也 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤 和 則 君
総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 渕 武 久 君

#### 教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦 勝 美 君

#### 監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君

#### 選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋 一 清 君
-------	-----------

#### 農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉 啓 君
---------	---------

---

事務局職員出席者

事務局長 三浦 浩  
総務係長 小野 寛和  
兼議事調査係長

---

議事日程 第3号

- 平成31年3月7日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 5号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 6号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 7号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 8号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 9号 南三陸町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第10号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第11号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第12号 南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第13号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第14号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。本日3日目の定例会であります。

本日もよろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、10番高橋兼次君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

総務課長から、議案関係参考資料の訂正について発言したい旨の申し入れがありましたので許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。本日もお世話になります。よろしくお願ひいたします。

配付させていただいております資料に、大変申しわけございません、訂正箇所が発見されました。

議案参考資料2冊のうちの2のほうでございます。2冊のうちの2、もしお手元にございましたら、お手数ですが、お開きをいただきたいと思います。

ページは、20ページになります。

議案といましましては、垂水の工事請負契約の変更に係る資料として添付をさせていただきました20ページの資料の最下段のところでございます。よろしいでしょうか。3列目に、工事概要というところがございまして、その欄、一番下をごらんいただきたいんですが、陸こう2基と書いてございますが、これを3基と訂正をお願いさせていただきたいと思います。2基が3基と変わります。新たに、新しくプリントをしたものを作成して皆様にお配りさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料、誤りまして、大変申しわけございませんでした。今後、なお慎重に資料作成させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） なお、議案関係参考資料の訂正については、既に許可をしているところであります。

次に、12番菅原辰雄君から、昨日の一般質問における発言の中で不適切な発言があったため、会議規則第64条の規定により、その部分を取り消したい旨の申し入れがありました。ここで菅原辰雄君からの発言を許可いたします。12番菅原辰雄君

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄です。おはようございます。

昨日の、私の一般質問、給食費関係の中で、食い逃げという表現をいたしました。不適切な発言であったと心から反省し、また心からおわびを申し上げますとともに取り消しさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。まことに申しわけございませんでした。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。ただいまの菅原辰雄君の発言の取り消しの申し入れについて、これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、菅原辰雄君の発言の取り消しの申し入れを許可することに決定されました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番佐藤正明君、7番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、後藤伸太郎君。質問件名、1、環境政策の見直しが必要なでは、以上1件について一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。5番後藤伸太郎君。

[5番 後藤伸太郎君 登壇]

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきたいと思います。

まだ風邪が治っておりませんで、声がお聞き苦しいところがあるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

今回は1件、町長に環境政策の見直しが必要なではないでしょうかということでお伺いをさせていただきます。

昨日も、環境政策については一般質問がございましたので、私のほうはごみ袋の値上げという点について、焦点を絞り込んで質問をさせていただければと考えております。

町の環境政策について、以下の点を伺うということで、3点お伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、ごみ袋の値上げ、ごみ処理費用の手数料を設定するということについては断行するお考えなのでしょうか。

2点目といたしましては、その値上げについて、南三陸町内の町民の皆様の十分な理解は得られているとお考えなのでしょうか。

さらに3点目といたしまして、それに関連いたしまして、生ごみの分別収集が現在も行われておりますけれども、その費用対効果、かかっている経費に対して十分な成果が得られないと、町長はお考えでしょうか。

以上の3点を、檀上からお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、後藤議員の御質問、環境政策の見直しが必要なのではないかということについてお答えをさせていただきますが、1点目のご質問、ごみ袋の値上げは断行するのかという点と、2点目のご質問、値上げについての十分な理解は得られていると思うのかということについては関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

家庭ごみ袋の有料化につきましては、昨年の9月下旬から11月上旬まで、町内52の地区で1,171人の参加を得て住民説明会を開催したところであります。住民説明会では、家庭から排出されるごみ量や、処理費用の現状、ごみ焼却場や最終処分場がないことによる町外への依存状況、循環型社会形成に向けた減量化、資源化への取り組みなどを説明したところであります。町民からは、家庭ごみ有料化を進める上でさまざまなご意見、ご提案などをいただきましたが、有料化を導入することに正面から反対という声は寄せられなかったと聞いております。このようなことから、家庭ごみ有料化の導入に関しましては、一定のご理解をいただいたものと考えているところであります。また、家庭ごみ有料化の導入については、南三陸町環境審議会へ諮問し、本年1月に町民の負担を考慮した金額として、45リットルごみ袋1枚当たり30円、30リットルのごみ袋1枚当たり20円とすることが望ましいこと、手数料收入については、処理費用に係る経費に充当し啓発活動を行うこととし、配慮事項として、ごみの減量化や資源化の推進について啓発活動の拡充とごみ全般に関する地区説明会を継続的に実施することなどの意見を添えて答申をいただいたところであります。

町といたしましては、地区説明会の内容、環境審議会の答申を踏まえ、ごみ処理手数料の見直しを行うことに決定したところであります。今後、半年間をかけ指定ごみ袋への切りかえ等に関する住民への周知啓発を行い、ごみの減量化、資源化への協力と、ごみに対する意

識の向上を図るべく取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問、生ごみ分別収集の費用対効果にお答えをさせていただきますが、バイオガス処理施設である南三陸B I Oは、南三陸町バイオマス産業都市構想が目指す災害に強いまちづくり、エネルギーの自立分散システム構築、産業振興、雇用創出を具現化するため、官民相互の連携のもと、アミタ株式会社が建設した施設であります。当該施設は、平成27年10月から施設が稼働し、家庭や事業所から排出される生ごみと、し尿、浄化槽汚泥からバイオガスを発生させ発電を行っているところであります。平成29年度の生ごみの回収量は296トン、1日当たりの計画量3.5トンに対し0.8トン、23%となっているところであります。費用対効果を生み出すためには、生ごみ量を計画どおりふやすことが一番ではありますが、金額には置きかえられない町民の環境意識の向上、環境教育、気仙沼市への負担軽減なども大きな効果の一つと考えております。また、生ごみに関連する液肥の活用、し尿、浄化槽汚泥などの利用、さらには新たな雇用創出、交流人口の拡大など、今後の効果としてはまだまだ期待できる分野もかなり多いものと考えております。生ごみの回収量については、少しづつ増加傾向にありますが、まだまだ町民に浸透しているとは言いがたい結果になっておりますことから、今後とも各地区での分別説明会の開催、事業者訪問等を継続的に実施し、町内ごみの減量と、未利用資源の有効活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、こちらから一問一答方式でお伺いしていきたいと思います。まず、一番大事なところですね、ゴミ袋の値上げをどうしますかと。やりますか、やりませんかというお話、やりますと。この後、一般質問終わりまして議案審議があるんですけども、そこにしっかりと出てきていますので、やりますよということだと思います。

この一般質問を通告させていただいたときに、恐らくお思いになったと思うんですけども、「前回もやったよね、これ」と思ったんじゃないかと思うんですけども。タイミングとしては、12月にやらせていただいたてまた3月と。私、同じ内容の一般質問を続けることというのは今までなかったんですけども、ぜひこのタイミングで聞いておかなければ町民の皆さんにこの議論が広く伝わらないなと思いましたので、あえて申し上げさせていただいているところでございます。

ごみ袋の値上げはしますということでございます。端的にお伺いいたしますが、なぜ値上げするんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、先ほどもお話ししております1番といいますか、順番をつけているわけではございませんが、いわゆるうちの町でごみ処理が自前でできていないという現実があって、他の市あるいは町に対して負担をかけているという現実がございます。

それから、あわせてこういった中において、やっぱりごみの減量化ということについては避けて通れないものだろうと。あるいは、あとは資源化の問題等々を含めて、これは南三陸町として避けて通れない問題だという認識がございますので、今回ごみの有料化といいますか、そういう方向に舵といいますか、これは値上げということになるんですが、切らさせていただいたということです。基本的に、我々こういった町民の皆さん方に負担を強いるということになりますと、我々の思いだけでこの問題を通すというわけにはまいりませんので、先ほどもお話ししましたように町内の町民の皆さん方、広く地区を広げて説明をしながら、そこで一定の理解を得ながらこれまで進めてきたということでございますので、私どもの考えとすればこういった有料化、値上げということについては、進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） なぜですかとお伺いしましたら、いろいろ理由はあるけれども町内のごみを気仙沼市に持つていって燃やしてもらっている、小坂町に運んでといってそちらで埋め立てていただいているという、要は自分たちの家、自分たちの庭に本当は処理しなきゃいけないごみをよそ様のお庭に捨てているということはあるんだねと。それから、ごみの量がふえていっていると。ですので、総量を減らす必要があるということでございました。この2つというか、それ以外の理由を含めてそうだと思うんですけれども、今新たに、急にそうなったわけではないわけですよ。以前からそうだったわけです。以前からごみは減らさなきゃねということはあったわけで、そのために生ごみを分別しませんかっていう話がそもそもあったんだろうと思うんですね。ですので、そことの関連性というのをこの後ちょっと議論させていただきたいなと思うんですけども、もう一度だけお伺いしますが、今までずっとそうだったわけじゃないですか。それをなぜ今の時期に、もう我慢の限界ですということなのか、我慢の限界というか……もう今のままで、今のごみ袋の値段のままでやっていくことには限界が来ているという判断なんでしょうか。私はそうではないんじゃないかと思うんですけども、今あえてこの時期に、震災からの復興がようやく形になって経済活動も大きくなってきて、商店にもたくさん、140万人のお客さんが来て、経済活動が盛り上がっているっていうところになぜ水を差す形でごみ袋の有料化に踏み切らなければならないのか、積極的な理由をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員は、今突然にというお話をされてございますが、基本的にごみのこの有料化の問題については震災前から庁舎内で検討してきた経緯がございます。しがたいまして、突然に今回ということではなくて、庁舎内ではこれまでも継続してこの問題については検討を積み重ねてきた。しかしながら、ご案内のとおりの震災ということがございましたので、これまでこの問題については封印をしていたと言ったほうが、ある意味正しいのかなと思います。そして、震災から丸8年ということがございますので、一定程度この辺で町民の皆様方にご負担をいただきながら、ごみの問題について意識啓発をしっかりとしていくながらご負担をお願いしたいということのご提案でございますので、今突然にこの問題が出てきたということではないということだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、値上げ幅についてちょっとお伺いいたします。値上げ……有料化の手数料の設定ですね、金額の設定について。

今、町長の答弁の中でも、大きいほうのごみ袋は30円、小さいほうは20円ということでした。そうしますと、先に確認させていただきたいんですけども、現在17円くらいで売られているのは小さいほうでしたっけ。小さいほうが17円くらいですね、大体、1枚が17.2円かと思うんですけども、こちらに20円プラスすると恐らく37.2円くらいになるんだろうと思うんですけども、町民の皆さんのが購入するときは大体これからは、今は1枚17円だけれども、37円になりますよという認識でよいのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その辺の値段の設定等については、担当課のほうでこれまで積み重ねてきましたので、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、袋の値段の関係でございますが、大きい45リットルの袋は30円、それから小さいほうが20円ということで。これは税が含んでおりますので、販売するときはその値段で直接町民にご提供するという形になります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 直接その値段でっていうのは、17円だったものが37円になるっていう認識でいいよということですか。そうではないんですか。20円になるんですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 小さい袋につきましては、20円ということで、1枚当たり20円ということで販売する形になります。

○議長（三浦清人君） 課長、その小が20円、大が30円で、その価格を前の価格にプラスになるんではないんですね。そこなんです。もう一度。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 申しわけございません。加算するということではなくて、1枚当たり45リットルの袋で30円で販売いたします。それから、30リットルの袋は20円で販売するということで、その差額分が値上げされるという形になります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうですか。私、大変勘違いしております、この後議案審議あるからですけれども、手数料として1枚当たり20円、小さいほうで話しますね、30リットルのほう1枚当たり20円でというお話をしたので、結局1枚買うと1枚当たり20円が町に入つくると。それが手数料設定というもの意味だと思っていましたので。ただ、手数料を設定しない、手数料ゼロ円の今でも17円で売られているわけじゃないですか。ということは、当然そこに20円プラスされて37円になるのかなと思っていたんですけども、そうじゃないと、20円だということは、値上げ幅は2.8円だということですかね。ということは、手数料は1枚当たり2.8円ということですか。そうすると、この後に条例制定するときにもまた改めて議論させていただければと思うんですけども……、1枚当たりで入つてくる手数料と、条例にうたわれているその1枚当たりが20円です、30円ですという話と合わなくなってくるんじゃないかなと単純に思うんですけども、それは何ていうんでしょう、そういう趣旨で間違いないんでしょうかね。恐らく、議員の皆さんも勘違いされていたんじゃないかなと思いますし、町民の皆さんも今の説明聞いて、入つてくる手数料は2.8円なのと。じゃあ条例で制定しなきやいけない手数料2.8円って書かなきやいけないんじゃないのと思うんじゃないかなと思うんですけども、そこは、それでよいんでしょうかね。ちょっとお伺いします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 販売する、ごみ処理手数料につきましては、ごみの袋の代金とそれからそれに絡む手数料を含めて20円と30円ということあります。ですから、町の手数料としては、袋にその手数料を賦課していますので、大きい袋であれば30円が1枚当たり収入として入つてくる、小さい袋は20円として入つてくるということあります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）済みません、私の頭が悪いんじゃないかなと思うんですけども、さっぱりわかりません。ということは、今は17円で売られているごみ袋も、ごみ袋の値段も含めて手数料として考えているということは、町で手数料として受け取っているということになりませんか、17円分のうちの何円かは。前回聞いたときも、手数料を設定すると、有料化にするとどれくらい増収というか、町の懐にはどれくらい入ってきますかとお伺いしましたら年間600万円ぐらいじゃないかと試算しているというお話がありました。その600万円というのは、そうするとどういうことなんですかね。20円と30円のを、年間で売り上げるごみ袋を積み上げた部分が600万円ということですか。そうすると、年間で1万枚くらい売れたら600万円になりますよね。年間で売り上げというか、売られているごみ袋というのは町内ではもっと多かったと記憶しているんですけども、数字がさっぱり整合性がとれないんですけども、私はおかしいこと言っていますかね。おかしいことを言っていたら訂正してください。もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君）暫時休憩をいたします。ちょっと、意見統一して答弁してくださいよ。

午前10時23分　休憩

---

午前10時25分　再開

○議長（三浦清人君）再開をいたします。

環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君）それでは、現在の袋の状況をご説明いたします。現在のごみ袋は、商工会が町の製造の承認を受けまして、商工会が小売業者といろいろ手続をしまして販売しております。つくるのは、これは商工会がつくって、販売店の手間はお互いに手数料、それから消費税を賦課しながら小売店で販売している状況になります。それが市場価格として17円だったり18円だったりしている状況にあります。

今回のごみの有料化というのは、そういう制度でありますと町の正式なごみ手数料として賦課できない状況にございますので、袋を作製するという行為から町が介入することになります。直接、今まで商工会が袋の製造業者に依頼して頼んでいた部分がなくなりまして、町が入札等の行為で袋をつくる製造業者を決めて、それから町が直接袋を売る業者と委託契約を結んで販売していただく契約を締結します。販売するお店は、大きい袋は30円、小さい袋は20円で販売しまして、町側に入るわけですが、町はその販売手数料を別にお支払いするような形になります。大きくはそういう形の流れでまいりますので、これまで町には収入とし

て袋の製造・販売、それらはございませんでした。手数料も入っていないのが現状でした。  
大まかですが、そういうシステムに変わることです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ようやく、何となくというかおぼろげながら見えてきたんですけれども。要は、現在商工会、間に入っていたところがあった、ごみ袋に製作とか販売、流通に関してのことはお願いしていたと。町は、これは指定のごみ袋ですって判断を押すというかね、お墨つきを与えるだけで、あとのことはお任せしますということだったわけですね。それが、一切合財全部町でやりますと。ただ、町で、役場で売るわけにはいかないでしょうから、スーパーとかコンビニとかに卸したりとか、そこで取り扱ってもらうとかっていうことは、全部だから今度から個別に町から卸すというかということになるわけですね。その総額というか、そこまで含めて、もうごみ袋の作製経費だとか、販売に至るまでの手数料というと今回の手数料と表現が一緒になっちゃうので、販売に係る経費と表現させていただきますけれども、これから新たにかかるであろう経費などを差し引いた分が町に入ってくるごみ処理の手数料だっていうことになるわけですよね。そうすると、じゃあその手数料は幾らになるんですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） ごみ袋の販売枚数ですね、これが大体、平成29年度、28年度で平均して2カ年で、小さい袋で9万枚になります。それから、大きな袋のほうが58万枚程度になります。合わせますと……、いずれ袋は、平均になるんですけども5%程度、どうしてもごみの抑制によって減るということも想定されますので、大体……、680万円ぐらいのごみ袋の、1年間の差し引きの収入を予定しております。ですから、製造枚数に掛ける単価掛けて、それにあと販売の製造料と委託料を引いた部分が1年間で600万円程度と。その例えば、来年度の平成31年度からとなれば、その半年から、10月1日からだとすれば半年分になるので300万円程度の収入が入ってくるというような考え方でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうしますと、だから年間60万枚以上売れているというか、60万枚以上出回っているごみ袋を、多少減るかもしれません、売ったことによる手数料収入として、今後見込めるのが680万円くらいだっていうことは、1枚当たり10円くらいだっていうことですよね。今、1枚17円で売られているわけじゃないですか。町がやるとそこの委託料その他全部含めて合計で20円、もしくは30円で売るわけですね。小さいほうでそろえましょうか、

20円で売っているわけですよね。その中から、1枚当たり10円くらいの手数料としてバックできるということは、そもそもごみ袋1枚つくるのに10円しかかっていなかつたっていうことですよね。今までその7.2円というのはどこに行っていたのっていう話になるんですけども。私は、てっきり、つくって売るのに17円かかるんだと。なので、そこに相当の手数料の上乗せしようとすれば相応の金額になるんじやないかと思っていたんですけども、そうではないと。本当は、1枚つくるのに17円かかりません、10円で済むんすと。20円で売ると10円のバックがあるんすという話になると、一体今まで何だったのっていうことになりましたかね、これ。何だったんですか、今まで。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） その差し引き分、商工会でもいろいろ袋の販売の手数料もかかりますし、商店でも袋を売るに当たっていろいろ諸経費もかかりますので、それらに関する費用を考えて販売額を決定していると聞いております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） もちろん、もうけるなと言っているわけではないので、もうけとか、その必要な経費は差引いてもらって構わないというか、それは当然かかるんですから。無償で、ボランティアでやれっていうわけではないと思うんですよ。逆に、町でやることによって町の職員の皆さんボランティアで働いているわけじゃありませんので、町でやることにしたって結局経費はかかるんじゃないですかと思うんですけども、町でやった途端に急に、今まで17円だったものが、16円くらいになるんですっていうんだったらまだわかるんですけども10円ですっていう話になると、どういうからくりで安くなるのかっていう、逆に心配になるんですけども。おかしくないですか、それは。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 袋の価格としては11円なり12円なりになりますが、それに今回の場合は改めて販売業者に委託する費用がかかってくるということになります。製造業者には、製造、保管とそれから販売する商店に対しての発送関係、あるいは直接販売するお店に対しては直接毎月販売枚数を申告していただいて手数料を収めていく手続をするような形になりますので、当課の職員のほうでの手数料、これは直接今プロパーの職員がおりますので、そちらのほうと委託する業者と連携してその申告手続なり手数料の納付手続をやっていくという形になってまいります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○ 5番（後藤伸太郎君） 私、きょうはそんなに時間を使うつもりはなかったので、この辺の質問はぱっぱぱっと行こうと思っていたんですけども、この後の話に絡んでくる重要な問題なので、済みません、30分も使ってしましたけれども。

要はですね、というか、ごみ袋を有料化しますよということの一番重要な意味は、町長聞いていないので副町長に言いますけれども、町民の皆さんにごみを処理するのっていうのはこれぐらいお金がかかってしまうんですよ。1枚当たりの値段を上げることによって、ごみを出さない工夫を各家庭でやっていただいて、気仙沼に持っていくて燃やしてもらう、油使って、油かけて燃やしてもらうその燃料代を少しでも安くしないと、町の環境行政というのはちょっと立ち行かなくなりますのでっていう話を住民に説明して、じゃあ、積極的な賛成というのは無いなかったと思うんですよ、そうだそうだと、ぜひ値上げしろっていう人はあまりいなかったと、あまりって、私、1人もいなかったと思うんです。ただ、やむなしと、ならばしようがないよね、反対したい気持ちもあるけれども、そういうことならしようがないよっていう、不承不承の消極的な賛成だと思うんです、私は。だから、今後気をつけましょと、ごみを出さないように、例えばごみになるものを買わないとか、使えるものはいつまでも繰り返して使うとか、そういうことの意識を町民の皆さんに持つてもらうために値上げするわけじゃないですか。値上げの幅聞いてみたら2円で、これじゃあまり変わらないじゃんと。逆にこれ、効果あるんですか、町民の皆さんに。ごみ袋の値上げに踏み切らざるを得ない状況なんです、どうかお願いしますと、ふたを開けてみたらほとんど値上げはしていませんと。あれ、これで何、町にお金入って来るんですか、大丈夫なんですかって聞いてみたら、いや、年間600万円入りますと。1枚当たり10円くらいは入ってきますと。えっ、と。今まで、我々17円で買っていましたよ、20円になって値上げ分3円ですよねと。なのに、手数料10円入ってくるんですか、どうしたんですかと。それは、今まで、よそに頼んでいたものを町でやることになったので、その分の手数料がかかるなくなるんですよ。（不規則発言あり）いやいやいやいや、じゃあ、今まで大きな無駄があったんじゃないかなということもなりませんかね。今の環境行政、このやり方ではちょっと立ち行かなくなりますので、町民の皆さんご協力をお願いしますって言うために始めて、断行して、いや、断行するのは私はちょっと待ってくれって私は言うつもりだったんです、今から。ところがどっこい、ふたを開けてみたら、今まで無駄だった分を差し引いて削りましたので、町民の皆さんの負担はこれぐらいのものでございますという話になつたらですね、いやいや、我々が聞いていた説明会の話と違うじゃないかと、当然なりませんか。町の皆さんのが、52カ所、1,000人以上集めて、

どうかお願ひしますと、おかしいんです、このまま行ったら立ち行かなくなるんですって説明だったのが、いやいや無駄を切ったら結構うまいことなりましたって話じゃないですか、これ。私、何か、荒唐無稽な話をしているつもりはないんですけども、ここが大前提だと思っているんです。だから、先ほど町長に、一番最初に聞いたんです。なぜ値上げするんですかと。そうしたら、やっぱり、自前で処理施設がないこと、それから今までずっと庁舎内で検討されてきたんだと。ずっと検討されてきた内容がこれではですね、ちょっと私なおさら納得がいかなくなつてまいりましたので、どうか、私一人で……、私立っている間皆さんしゃべれませんから、ちょっと落ちつけてですね、何か納得がいくような説明があればぜひ聞きたいと思いますので、私が今申し上げたようなことを踏まえて、どういう経緯なのか、これによってだからどういう効果があるとお考えなのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳細については、課長から答弁させますが、確かに今後藤議員が言ったように、町民の皆さんが積極的に賛成かということになれば、値上げする部分を積極的に賛成する町民というのは多分お一人もいないと思います。しかしながら、消極的であれ、町の考え方、説明をさせていただいて、今不十分だというお話、不十分なのについては後で答弁させますが、基本的にそういう形の中で我々も、だったら町に協力しましょうよねというのが住民説明会の一定程度の町民の皆さん方の、私がご理解という言葉を使っていますが、ご理解ということよりも、まず我々も協力しましょうよという姿勢が説明会の中であった、示されたんだろうと、私はそう認識をしてございます。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。ちょっと、確認したいんですが、ごみ袋の単価なんですが、45リットル、大きいやつね、17円だったのが30円、よろしいですか。それから、30リットル、今回20円ということなんですが、その前の単価は幾らでした。環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 30リットルのほうは、12円です。1枚当たりだと、12.6円という形になります。それから、45リットルが、今お話の17.2円という形の価格です。

○議長（三浦清人君） 17.2円。引き続き。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 私も、一番大事なのは住民の意識の啓発ということであるかと思います。毎日、震災以降ごみの量が……、その辺は大震災を受けて、仮設住宅の中で暮らした中での当初はごみが少なかったものが、その後に戸建て住宅に入って、入る際のいろいろな不要となった物がごみとして発生したという事実も確かにございます。ただ、生活系ご

み、事業系ごみにつきましても近年増加傾向にあって、最近は横ばいの状況となっています。ただ、微増の部分もございますが、相対的にはごみ量とすれば大きなピークは過ぎたのかなと、私自身も認識している次第であります。昨年も、同期とごみの量をちょっと見てみたんですが、ごみの量も同期として29年度と比較しますと減ってきておると、現時点ではあります、状況もございますので。ただ、町長もお話ししておりますように、他町村に施設等、焼却なり埋め立てを依存している状況、それからクリーンセンター等が老朽化しているもしくは草木沢の焼却場も老朽しているということで、既に30年以上が経過している中で、改めて施設のあり方に、それから今後のごみ費用の問題なども十分町民の方には認識していただくと、その部分の意識づけとしての部分も高いかなと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 先に進みたいと思います。

値上げ幅の根拠をお伺いしたかったのです。倍増まで行かないけれども、やっぱり値上げ幅があるわけじゃないですか。そこを、20円、30円と切りのいいところでおさめた理由というのは、これは環境審議会で検討されたということなんでしょうか。町でどういう提案をされたんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） ちょっと、多分、後藤議員もおっしゃっているように、ちょっとわかりづらいと思います。前のシステムから、今の今度新しく導入するシステムにどういう考え方というか、変えたか。その中でどう数字が動いているのかということをちゃんと説明しないと、なかなかわかりづらいなっていうのが、多分後藤議員がおっしゃるように、そういう部分があると思いますので、その辺、今までの流れと……、今までの流れと、それから今度の流れの中でどのようにこういう数字が出てくるんですかっていうことを、もう少しシステム的にわかりやすく言わないと、なかなか理解するのは難しいんじゃないのかなと。（「そのとおり」の声あり）

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時44分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

5番後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、私から袋の販売の大きな流れだけ、口頭でご説明をさせていただきたいと思います。

本町が、袋の製造をするわけですが、袋の発注を業者選定に当たり、とりあえず一番最初にさせていただきます。指定袋の製造業者の選定ということで、袋の発注をします。同時に、当町につきましては指定袋販売店の認定を行うと。その際には、説明会を開いて販売したいお店の希望があった場合につきましていろいろな手続をご説明するということあります。現在の予算の計上上は、1枚当たり5円の手数料を予定しております。それから、袋の製造につきましては、45リットルの袋で1枚当たり11円程度を見ておるというところでござります。本町が製造業者の選定をしまして、袋の製造業者に依頼しまして、製造業者は指定の販売小売店に袋の製造した物の配送を行うと。小売店のほうからは、手数料を45リットルの場合30円、30リットルの場合は20円の手数料が入ると。その取りまとめ関係は、小売店にするのか別の業者で取りまとめするかは現在検討中であります。大きくはそういう枠の中でお金と物が流れるという形になります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私が納得するかしないかという話なんだろうと思うんですけれども。一つ重要なことは、そもそも私が30円の袋を17.2円と、ちょっと私の手元の資料を見ながらしゃべったもので誤解があって、それは12.6円だったというお話、議長の確認をいただきまして12.6円だったということですよね。なので、2円しか上がらないのかっていう話は私の勘違いだったわけですよ。本当は、30のやつは7.4円ですか、値上がりするし、45リットルのほう12.8円値上げするっていうことですよね。その誤解がまず一つあったと。ただ、その後、一体今までの商工会へのごみ袋の製作の委託っていうのは何だったのと。それを町でやったら急に随分値下がりしたじゃないかという質問に対して説明にこれだけ時間がかかりまして、休憩までいただいて、いつもよりも10分長く休憩とっていただいて、今ご説明をいたいたと。その内容に関しても、何か、ん、という疑問符が上がっている、今同僚議員の中からも、何、どういうことやという声が上がっているぐらいですので、果たしてこの説明は、今初めてする説明じゃないわけじゃないですか。住民説明会でもしなきゃいけない説明だったんでしょうし、したんでしょうし、それから環境審議会でも当然諮問する上でこういう仕組みになりますっていうのは説明したはずですよね。そのときは納得したのでしょうか、本

本当に。私が1人だけ、全町民の中で一番理解力がない人間だというのであれば、それは私の不徳といったところそれは大変申しわけありませんという話でございますけれども、何度も今まで説明した話をもう一度改めて説明してくれと言ったら、これだけ時間がかかってしまうというものを、私質問の2点目に上げました、値上げに十分な理解は得られていますかとお伺いいたしました。得られておりますと、答えていただきました。本当かいと。私1人納得させるのにこれだけ時間かかるものを、町民1万2,000人が果たして本当に理解されているんでしょうかということに関しては、これはちょっと申しわけありませんが、大目に見ましても疑問を感じざるを得ないと申し上げざるを得ないんじゃないかなと思います。これがはっきりしただけでも質問したかいがあったなという部分ではございます。その点をお話しさせていただいて、それについて反論があれば次の質問の中でお答えをいただきたいと思うんですけども。

値上げ幅の根拠ですね。近隣の自治体に合わせる必要があるというような理由があったと、伝え聞いた部分なので本当かどうかわからないので、ちょっとそこの確認をしたいと思います。値上げ幅、今回、20円、30円という値段を設定するに当たって、近隣に合わせたんです、近隣に合わせなさいというお話があったんですということなのでしょうか。そうではないんでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 有料化を始める前、幾ら実際かかるのだろうということで、試算をさせていただきました。そのときに、実際、今回の有料化する対象物は家庭から出る可燃性のごみということで、燃えるごみの部分の量がどれだけ発生しているのか、それから、燃やす費用ですね、気仙沼にまず収集するごみ費用、それから運搬する費用、それから焼却する費用、埋め立てる費用がどれだけかかっているのかということで算出いたしました。それで、45リットル当たりの、例えば単価を出してしまって、主に有料化しているところの受益者負担というのを調べさせていただいて、おおむね20%、それから25%というところもございます。当町の場合、初めての有料化ということでもありますし、なるべく、消費税の関係もございましたので、価格的には抑えたいということもございましたので、20%というものを出させていただいて、その価格がおおむね20円から30円と、45リットルの袋ですね、出させていただいて、それと同時に宮城県内の袋の値段の状況を調べさせていただきました。この2つをもとに種々検討した結果、45リットルの袋の原価と、それから袋の値段というものの検討をさせていただいて、大きな袋の45リットルは30円から40円ということで説明会を

開いていた状況となります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ちょっと、どうでしょうね、私質問したときには、ほかの自治体に合わせたっていう話があったんですけどもそうなんですか、そうじゃないんですかって聞いたんですけども。今の質問を私なりに解釈すると、そうではないと。ほかの自治体に合わせたわけではなくて、実際にかかる経費を積み上げていったらこの金額が妥当だよということになりましたという説明だったのかなと思うんですが、それで間違いありませんか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） そう理解していただいて結構です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 以前に、ほかに合わせたんですって説明があったというような話を、私、耳に挟んだので、じゃあそれは誤解だったということで、その方にはそういう話ではありませんと、そうではなくて実際にかかる経費を積み上げていった結果だったそうでござりますと伝えさせていただきますので。この後ですね、ほかの自治体はこれくらいの金額ですょっていうのを例示してお話ししようかと思いましたが、それは関係ないということですので、わかりました。

その後の話をちょっとさせていただきたいんですけども、ごみ袋の有料化、値上げに関しては、私はごみの総量を減らすためには非常に有効だというデータもあるというお話ですので、大事なことだろうとは思うんですよ。思いますけれども、一方で、再資源化、ごみの総量を減らすのも大事ですけれども、使える物は使うと。もしくは、本当は燃やす必要のない物まで燃やしているからお金が余計にかかっているんじゃないかなと。そこをもうちょっと精査して、再資源化につなげていこうということもセットで考えなければいけないこと、大事なことだと思うんです。環境政策、そもそもこの一般質問の大見出しへは環境政策の見直しが必要なものではということですけれども、リサイクル率を高めていきましょうということも、町の基本計画の中でうたっているわけですよね、実際に数値目標も設定して、これくらいの時期にはこれくらいのリサイクル率にしたいという目標があるわけですよ。そこに向かって、目標が、数字が実は近づいていっていないで若干遠ざかっている現状があるので、余計に危機感があるわけですけれども、じゃあその再資源化、今、燃やせるごみとして一緒に燃やしてしまっている物の中から、本当は燃やさなくていいよという物を取り除いて再資源化していくという取り組みは、どのような取り組みを行っているのでしょうか。もしくは、

今後どういうふうに取り組んでいくお考えですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 今の議員のおっしゃるような部分は、非常に大切なことだろうと思います。当課でも、いろいろ町民意識の高揚が、より優先的に高めながら資源化、減量化に努めていくということで、資源化につきましては特に現在紙の種類が、分別が多く出されていますが、なかなか町民の理解を得られない、なかなか多く出されていないというような状況もあります。紙分類の全体としては、昨日も4番議員がお話したように、40%を超えるような割合では出されているのですが、それ以外にも大分雑紙とか古紙など、いろいろ紙の種類としては分別する方法も、なかなかないので、なかなか周知する機会がこれまで少なかつたものですから、とにかく地元に足を運んで分別の手法をとにかく丁寧にお話をすることをしたいと考えておりますし、また、改めてアミタさんの実証実験でもあったように、品目の追加ということは非常に大きな課題であります。特に、プラスチック類、実証実験でもありましたようにその部分につきましてもアンケート調査結果から出ておりますように、この辺を高めていけばまた焼却するごみの量も大分減ってくることもあります。なおかつ、生ごみにつきましても、常時、現在週2回回収しているわけですが、地区によっては2回ずつなんですが、常時たるを設置して、いつでもそこに投げられるような環境が作れないかという検討を、新年度にしたいということで考えております。生ごみにつきましては、水分率が高くてごみの量も大分あるものですから、集めた後すぐ置けないということになりますと、どうしても燃えるごみの方向に行くものですから、たるの常時化を少し実証を含めて検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今、紙とプラと生ごみというお話があったかなと思います。生ごみについては、ちょっと後ほどやらせていただくので、まず紙とプラですね。紙は今分別しているわけですよね。資源ごみとして紙の分類があるわけです。そこの分類の徹底を今後図っていくと。そのプラスで、プラスチックごみ、包装ごみですかね、汚れていないやつですね。これはこの間めぐるステーションの実証実験でも、プラと燃えるごみと分けるとこんなに減るんだねなんて、参加された皆さんの中でもあったというお話をしました。そこだけちょっとお伺いします。プラスチックのごみは、今後分別するというお考えということでおよろしいですか。それはまだ、今後も検討していくことなんでしょうか、どちらですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） ごみを町外に運ぶ場合につきましては、相手方の受け入れ先の自治体とのお話もございます。ですから、こちらのほうから現段階でやるというお話はできませんが、新年度に当たりまして、まずもって受けていただくところがどの程度ペレットにしなければならないのか、もしくは梱包でかまわないので、運ぶ際にですね、それから自治体としてそういう一般廃棄物を受けられるような状況で了解していただけるのか、それらの環境を少し聞き取りする、あるいは現地調査するなりして内容を詰めていくということになりますので、現時点ではなかなか、検討というような言葉にとどまるような状況であります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） その再資源化ということに関しては、現状の取り組みをしばらくは優先させるというか、現状の分類方法のままで町民の皆さんにもうちょっとごみを減らす努力をしていただけるように啓発活動に注力していくという段階なのかなというお話でした。であれば、ごみ袋の値上げを先行させるということになるんじゃないかなと思うんですね。要は、ごみの総量を減らすと、それからごみの再資源化をしてごみの総量を減らすと、いろいろな方法があると思うんですけども、再資源化についてはいろいろ受け入れ先の問題とか、プラスチック本当に分別して集めた結果ちゃんと有効に資源化されるのかどうかっていう検証も必要でしょから、そこについてはちょっと今後検討する必要がありますと。そっちは置いておくんですけども、値上げは先にやっておきますという話なのかなと、町民の皆さんからは感じられてしまうのではないかと思うんですけども、値上げを先行させなければいけない理由、先行するという判断に至った経緯、これも町民の皆さんにわかりやすく説明していただく必要があると思いますけれども、ご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 環境問題、とりわけごみの問題には議論をさせていただいておりますが、基本的にはこの問題は2つに集約されると思います。いろいろご議論もありますが。一つは、減量化、もう一つは資源化。資源化は、当然リユース、リデュース、リサイクルとこの3つがあります。この2本柱で進めていくと。減量化の中で一つ取り組んできたのが、この後も議論ありますが生ごみの問題です。こういった減量をどのように進めるのかということを含めて、そして資源化をどう進めていくのかということが町としての最大の課題、この問題についてのですね、最大の課題と認識ございます。そこで、これまで何度もお話ししていますように、そういったかかる経費も含めた形の中で、どのように町民の皆様方にもご負担をいただくかということの議論を、これまで積み重ねてやってきた。なかなか説明が十分で

なくて、いろいろなご議論をいただきてございますが、基本的に考え方とすればそういう考え方でこれまで進めてきたということです。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 私からは、繰り返しのような形になりますが、やはり町民の意識の高揚を図るためにには当然説明会とかをする必要性がございますが、大分施設も老朽化してきておると。なおさら、気仙沼市のほうでも31年度には精密機能検査をしてオーバーホールなのか新設なのかということはある程度の方向性をお示しすると、そういうことからすれば、今このごみについての町民の意識がそれぞれ高いうちに、こういうごみの問題も将来に向けて並行して、資源化とともに平行してやる必要性があるのではないかと感じているところです。なおさら、ラムサールと国際認証といろいろ認証を受けている当町にとりまして、環境というものは非常に重要な資源と考えておりますので、これを契機に我々も汗をかきながら町民にご協力をいただき、事業者にも協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 前回もお話ししたことなので、ちょっと省略させていただきましたが、町民の皆さんからすると生ごみの分別で我々はごみの分別に対してすごく協力しているじゃないかと、日々大変な思いをして分別しているんだよと、その上で値上げかいと、値上げなんですかというところがやっぱり納得感ができない一番の原因じゃないかなと思うんです。そこに対して、今やらなければならない理由って何かあるんですかっていう話をしたら、今始まった話じゃないって話だったじゃないですか、そもそもが。で、もう一つ外的な要因としては、やっぱりほかに委託していると。気仙沼市に委託をしていますよねと。実は、だからこれ知らない町民が多いかどうかっていうのは私の感覚では難しいところでもありますけれども、そこが一番大きい理由なのかなと私は思っております。今、お話の中で、町長の話からは出てきませんでしたが、環境対策課長のお話の中からは気仙沼市の焼却施設の精密検査に入る段階であるというございました。ですので、気仙沼市にお願いをして頭を下げてうちのごみを引き取っていただき燃やしていただいている手前、いつまでも安いごみ袋のまま集めていくわけにはいかないよという、気仙沼市に対しての配慮というものがあるのかなと思うんですけども、そういう理由があるんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 配慮といいますか、気仙沼市の施設そのものの老朽化という問題を抱え

てございます。そういった原因というのももちろんございます。振り返れば、長いことになりますが、私が町会議員になって2期目のときに環境衛生組合の議長をやりました。その際に、ダイオキシンの問題が出てまいりまして、うちのクリーンセンターでの焼却はできないということになりました、以来、気仙沼市にずっと焼却を依頼しているという経緯がございます。ですから、あらかた二十数年、30年近いですかね、ずっとお願いしていると。その間ずっと気仙沼市にはご迷惑をかけ放しと。焼却灰も当時は気仙沼市にお願いしていましたので、そういう経緯等がありまして、そこの中で、さっき冒頭でお話ししましたように、気仙沼市の焼却施設そのものも老朽化をしてきているということの中で、新築の際にどういう、あるいは改修する際にどういう形になるかということについては、今後気仙沼市で方向を出してくるということになります。したがいまして、我々とすれば気仙沼市への配慮といいますか、大変申しわけないという思いは当然あるわけですから、そこの中で少しでも我々が減量して、そこの中で気仙沼市の延命化をもし図れるんだったら延命化を図るということに我々が支援、協力するのは当然だという認識を私は持ってございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 実は、その理由が一番納得がいくというか、町民の皆さんに逆に前面に出して押し出して説明しなきゃいけない部分なんじゃないかなと思うんですね。県内で、南三陸町だけだという話なんですよ、よそに燃やすごみ持つていっているというのは。焼却施設がないというのはですね。その状況を、もうちょっとちゃんと説明して、今まで長きにわたってお願いしていたんですけど。その施設を建て直すという段階に来ていながら、南三陸町として当然知らん顔はできませんし、皆さんのご負担というのもこれはふやさざるを得ませんってなれば、ああそうですかと、申しわけなかったねってなるのが、そこまで言われば、町民の皆さんも理解は示せるんじゃないかなと思うんですけれども、何かそこは後回しというか、そうじやありませんよみたいな話を先にしておいて、ごみ処理費用が年々上がっているとかですね、生ごみの分別をやればごみは減るとかですね、そういう話が先にきていて値上げの話になってしまって、何かかみ合わないんじゃないかなと。だからもっと、その話、前面に押し出していいんじゃないかなと。押し出していいっているつもりでしたというんであれば、私のところには余りそういう感じは受けておりませんので、気仙沼市のためにも我々はもっと負担をしなければいけないんだともっとはっきり申し上げらうかと思うんですがいかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、12月の定例議会で、後藤議員からこの質問があった際に、私この辺についてはお答えをしたつもりです。ただ、それがインパクトとしてなかなか残らなかつたのかなという思いがありますが、基本はそういう部分も大いにあるとは私自身も考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 最後に、生ごみのお話をちょっとさせていただきたいと思います。生ごみは、費用対効果どうなんでしょうかという話をしました。計画ではこれくらい集めるうまくいきますよという生ごみの収集量の4分の1程度しか集まっていないということは、それはやっぱり当然経費であるとか、そのコスト面に大きくはね返ってきているのかなと推察するところでございますけれども、その理由は何でしょうね。計画ではうまくいくはずだったわけじやないですか。ところが、なかなか生ごみの総量が集まっていないと。その原因はどのように分析されておられますか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 根本的な部分につきましては、やはり建設した当時からこまめに行政、我々のほうも地域に足を運んで、生ごみの回収に当たりいろいろ協力の、家庭系であれば各地区によって説明会など、あるいは事業所につきましても各事業所を訪問して生ごみの回収に協力をお願いする、もしくはごみを出さないような工夫をお願いしたいという部分が足りなかつたのかなと。それと同時に、アミタ側とよくちょっとお話をすると、やはり生ごみ処理施設でありますので、なるべくごみ処理施設で受けられないものを少なくすると。そして受けた場合に関しては、ちょっと面倒でも手をかけていただいて、生ごみを処理……、ただ、そこから出た一般のごみにつきましては町のクリーンセンターで引き受けますのでということで、ちょっと町とアミタさんで両方で汗をかきながら、やはり地道な活動をしていかないと生ごみがふえないという状況もありますので、なかなかそういう体制的な部分もございましてうまく進めなかつたこともございますので、我々のほうでこれからその足りなかつた部分を汗をかきながら、町民と一緒にになって、意見をききながら、生ごみの回収に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 理由は何ですかというお話を聞きましたら、周知というか町民の皆さんにここまで協力体制が整っていないという、浸透し切れていないということが一番なのかなというような感じなのかなと思いながら聞きました。今、一つお話の中でありましたので、

ちょっと細かい話になってしまって恐縮ですけれども、卵の殻とかですね、要は、これはいいよ、これは生ごみだよ、だけどこれはダメですっていう話が割と多いなと思うんですね。ですので、そこはもうオールオーケーですと、要は、生ごみとして生ごみっぽい物は全部オーケーですというふうにするという考え方も一つあるのかなと思うんですが、そこはできないんでしょうかね。もしくは、それよりも今の分別形態のままもっと周知徹底していくほうが効率的だとお考え、どちらでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私的な感想で大変恐縮でございますが、私、説明会を聞いて一番シンプルでわかりやすいなと思ったのは、人が食べて消化できる物は生ごみでいいですと。消化できない物はいわゆる燃やすほうに出してくださいという説明は、非常に私わかりやすいと思っているんです。そういう説明をすれば、分別する方々も非常に理解しやすいと思っております。ただ、ここまでなかなか浸透していないといいますか、なのは、一つには……、それからもう一つ、何でも入れてしまうということになると、基本的にまた経費がかかると。分別、当然B I Oのほうで新たに分別しなきやないのでそれなりの今度は費用がかかっていくということになりますので、ここは私は否定的なんです。ただ、問題はもう少し皆さんにやっていただけようするためには、今回実証でやろうという話をしているんですが、この間の……結いの里のめぐるステーションと同じように、常時出せるという環境を整えるというのは、多分効果としてはあるんだろうと私は思っています。ただ、実証実験でこれからやってどういう結果が出るかはわかりませんので、一概にここでそうだという言い方はなかなかできませんが、一つ生ごみの回収をふやす方策の手立てとして有効なのはそこがあるのかなという思いがあります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 分別、わかりやすいかわかりやすくないかっていうことも観点としては非常に大事なんですけれども、要はこれを捨てるというときに一瞬考える手間があるかないかというところがそもそも非常に大きいネックな部分だと思うんです。これどっちだつていう。例えば、卵の殻というのは、さんざん言われていますから何となくだめなのかなと思いますけれども、玉ねぎの皮とかだめなんですよ。何でだめなのって、食おうと思えば食えるんじゃないのと思っちゃうわけじゃないですか。それがだめだよっていうのは、技術的な問題があるわけですよ、その管に詰まるとか、細菌が分解しないとかね。そういう話が始まっちゃうと、町民の皆さんは、B I Oでどういう細菌が働いていてですねって化学の勉

強からしなきやいけない話になっちゃうじゃないですか。それは無理です、となったら、じやあコンポストでいいじゃんという話になるわけですよ、今度は。わざわざB I Oで大がかりな施設を整備して、みんなで一緒に、町民全員から集めようと思って頑張ってやったけれども、今23%のわけですよ、2年かかって23%ですよ。ただ、コンポストだったら、あとご家庭の畑にまいたり、家庭菜園に使ったりとかするわけですから、そこで出たごみが分解されようがされまいが、それはあと個人のお宅の責任の話になってくるし、結果生ごみとして水分量の多い物が燃えるごみに入ってこなければ、気仙沼市に持っていくて燃やさなければいけない燃えるごみの量は減るわけじゃないですか。それをわざわざB I Oでやっているっていうところに、疑問を感じている人もおります。私がという話ではなくてね。ですので、そこをちょっともう一つつけ加えておきたかったです。確かに、何でもありにするとそれを今度、せっかく集めたやつをもう一回広げて並べてみて分けなきやいけないという話になりますので、それはコストかかりますよね。であれば、もう一つ別な選択肢としては、生ごみが出る、家庭から出る生ごみの量をふやしていくという取り組みには、私は限界が来ているんじゃないかなと思うんですよ。そうではなくて、生ごみがいっぱい出る業種、もしくはいっぱい出る産業あるわけじゃないですか。海から物を上げてきていろいろそぎ落として、それを海には捨てられない、産廃になってしまうから捨てられないからっていう取り決めがあつたりするわけですよね。ただ、そこには大量のB I Oのタンクの中で待ち構えている細菌たちにとっては、のどから手が出る、よだれが出るような物が山ほどあるわけじゃないですか。それを利用してはどうかという方向も、可能性として探っていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、そういう話は全く出てこないんですね。そこはなぜ考えられないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） その部分につきましては、先日行いましたアミタさんの実証実験からの提言書の中に書いてある部分でございます。いろいろ、アミタさんからも詳細をお聞きしているところなんですが、当町には漁業系の廃棄物として、化成工場、肥料にしているところが、カキ殻、ホタテ殻とかですね。そういう部分での活用されている部分もありますし、あと、アミタさんが今度産業廃棄物の処理施設というのを申請をとっております。新年度になると思うんですけども、なるべく町内で発生した産業廃棄物で、B I Oのほうで活用できる物は受けていくという話も聞いておりますので、そのところを生ごみと一緒に活用しながら、適正な運営に努めていくということで、相互に連携してこの事業を進めてま

いりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 浩みません、予想以上に長くなってしまいまして大変恐縮ですけれども、値上げに関してのきょうは絞った話をしたいんだというお話でしたので、生ごみの話はこれ以上広げないふうにしたいなと思っているんですけれども、端的な疑問として一つ、生ごみの分別がもっとうまくいっていて、家庭ごみの排出量が計画どおりに減っていれば、ごみ袋の値上げはせずに済んだんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、今ご質問の部分について、いろいろお話ありましたけれども、そこを踏み込んで議論したという経緯はございません。ある意味、これまでの経緯、流れ等を含めながら、これ以上の、ある意味ごみの減量の対策の中で、こういう有料化ということについての方向性を見出してきたということでございますので、今、後藤議員がこうなつたらこうなつたらっていう仮定のお話を2つほど出しましたが、そこまで踏み込んで議論はしていないということだけは申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私、きょうは決戦に挑むつもりで一般質問に臨んでおりまして、前回からの延長戦でもあり、議案審議における前哨戦でもあるなと思っております。今、いろいろお話をさせていただきましたけれども、努めて私はこう思うという言葉を使ってはおりますけれども、そういう疑問を持っている町民が私の後ろにたくさんいるんですということを、ぜひ認識しておいていただきたい。これは、議員の皆様にも認識しておいていただきたい。要は、ごみ処理の手数料を賦課してごみ袋の値上げをするということに対しては、積極的な賛成という方はほぼゼロでしょうと。消極的にやむなしというお話で住民説明会でも納得して、それをもって町ではじやあやはり値上げに踏み切ろうという判断をされているということだと思いますけれども、突っ込んでお話をさせていただいて、さまざまな議論をさせていただくと、改善点、ほかにもやれること、今うまくいっていないことということがさまざま見えてきているという状況を、ぜひ認識しておいていただきたい、本当にごみ袋の値上げをすることで南三陸町の環境行政は前に進むのかということを判断していただきたいなと思うところでございます。そうではないんじゃないかなというご意見が、私もとに多く届いて、私もそうじゃないかなと考えざるを得ません。先ほどの、冒頭、ごみ袋の値上げの値上げ幅についていろいろ考えさせていただいたときにも、やはり説明がなかなか上手に、ストレー

トに、1回のやりとりで入ってこないという現状は、町民の理解が進んでいるとは私は言えないのでないかなと思いますが、それについて町長のお考えを最後にお伺いいたしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ごみの減量につきましては、これはずっとこれまでやってまいりました。先ほど、ちょっと一つの例みたいなお話をコンポストの話にもなりましたが、これは震災前に旧志津川町でコンポストをやっておりました。残念ながら、そう浸透しないということでした。そういうたもろもろのごみを減量するためにどうするかということを、これまでもずっと、旧町時代を含めてやってまいりました。そういう中で、今回こういったごみの有料といいますか、値上げということに至った経緯でございますので、これからも我々としてはいかに資源化とそれから減量化ということについて進めていくかということは、町の大きな環境行政の課題ということで進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、及川幸子君。質問件名、1、復興まちづくりの検証について、2、高齢者福祉について、以上2件について一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、檀上より、復興まちづくりの検証について町長に質問させていただきます。

前議員の質問がすばらしい質問なので（「ありがとうございます」の声あり）私はそれには及びませんけれども、頑張って質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の、歌津地区の……、1つ目の1点目ですね、歌津地区の復興計画の検証について。

あと2年で復興事業も終わりになるが、伊里前地区の復興計画の進捗状況と、その復興計画が町民の意見が十分反映され、期待の持てるものであったのかどうかお伺いいたします。

それから、ウタツギヨリュウの展示施設と水産物販売所であった水産振興センターの復旧事業を今までやらない理由と、これからの歌津地区の復興計画をお伺いいたします。

次に、②といたしまして、志津川市街地都市計画の検証について。

震災前、志津川駅前、廻館、十日町、汐見、あの辺は住宅から公共施設やらさまざまな店舗

でにぎわっていましたが、この震災で一変してしまいました。天国から地獄とはまさにこの震災がその言葉ではないかと思います。あの駅前で業を営んでいた人たちの再建と、まちづくりへの参画をどのような形で吸い上げて、推し進めてきたのか。また、今後その人たちの思いをどのような形で復興をなし遂げていくのかをお伺いいたします。

以上、登壇より質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目のご質問、復興まちづくりの検証についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、歌津地区の復興検証についてであります、伊里前地区における復興まちづくりにつきましては、平成26年の復興交付金制度の改正に合わせて事業化にこぎつけ、今もなお関係事業との調整を図りながら整備を進めているところであります。伊里前地区につきましては、これまで整備した基盤に加え、今後整備する基盤、さらには必要なソフト事業をかけ合わせることでにぎわい創出等を図ってまいりたいと考えております。

次の、2点目でございますが、水産振興センターと魚竜館展示施設の復旧についてであります、公共施設の配置計画につきましては、平成26年3月、議員皆様にお示しをしたところであります。このうち、水産振興センターにつきましては、災害復旧事業での実施が困難であったことに加え、伊里前地区に一定の商業、観光の集積が計画され、水産振興センターと同様の機能が復旧する見込みであったことから、従前ののような考え方での再建は必要性は低いものと判断し整備を見送っております。水産振興センターの機能復旧については、町が直接施設を復旧するということではなくて、以前にも議員にご説明をしたとおり、意欲ある事業者に対しましては国県補助事業等の採択に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。また、魚竜展示施設の復旧につきましては、その手段である国県補助事業等がなかったことから、既存の施設を有効活用する方向で調整してまいりました。現在は、歌津総合支所コミュニティ図書館・魚竜に歌津魚竜化石を中心に展示しているところでありますが、大型の魚竜レプリカのベザーノサウルスなどは歌津総合支所内に展示をするなど、町民の皆様だけではなくて観光などで来町される方々にも見学していただく方向で、担当課において検討を重ねているところであります。

ご質問の2点目、志津川市街地の都市計画についてお答えをさせていただきますが、旧志津川駅周辺で営業をなされておりました事業者については、現在主に志津川の市街地、さんさん商店街、沼田周辺などで再建をされているところであります。町においては、まちなか再

生計画の作成、まちびらきのエリアの整備事業としてさんさん商店街、ハマーレ歌津の観光交流拠点の整備を先行して実施してきたほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業用仮設施設などを活用いただきながら土地区画整理事業などを進め、商工業者の再建を下支える事業を実施してきたところであります。志津川市街地においては、町有地の公募実施のほか、民有地換地における区画整理事業地の土地売却及び賃貸希望地の情報提供など、事業者の再建に向けた環境の整備と促進を図っているところであります。町といたしましても、これからも引き続き商工会などとの連携を図りながら、事業者の再建と振興に向けた取組を実施してまいりたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

---

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

午前中に引き続き、及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。

先ほどの、答弁いただきました。三陸道が延伸されて、気仙沼が大分近く便利になりました。そんな中、以前より危惧されていた歌津インターで降りる車が減少し、ハマーレ歌津にも大きな影響が波となって出てきました。こうなることがわかっているものの、非常に驚いております。町長は、ハマーレはまちづくり協議会、すなわち民間でやっているから行政は関係ないような、常々お話をしております。しかし、復興予算を投じたこのまちづくりです。皆さんの復興税を充当させた事業です。このまま見過ごしていいのでしょうか。先ほどの答弁で、ソフト面を考えているとの答弁でしたけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的なことだけお話しておきますが、ハマーレ歌津は、さんさん商店街と同じ会社です。そういった会社が経営努力としてさまざまな取り組みをしていくということは、これは基本的な企業経営として当然のことであります。そこの中にあって、さまざまな仕掛け含めてですね、地域づくりを含めてそうですが、そういう側面的なバックアップは町として当然していくということは、これは間違いない話でございますので、ハマーレ歌津がこうなることがわかっていてというお話でございますが、決してそういうことではなくて、これはあそこの道路が、歌津インターチェンジが供用開始になった時点でのまちづくり

未来の会社の皆様方もその辺は危惧しておりました。そういうことで、さまざまな検討も、商店街として加えてきたということを私自身はお聞きをいたしてございます。ですから、そういう意味で、まず商店街に皆様方がどういう仕掛けづくりをすればいいのかということについて、まず主体的にやっていただくということが一番大事なことなんだろうと思っております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それで、あそこに2,000万円かけて、かもめ館をつくりました。ハマーレのすぐ横なんですけれどもね。いまだ利用客がなく、言葉が悪いんですが、無用の長物になりつつあります。先日、千葉会長の嘆きが新聞に載っておりました。このかもめ館、どんな利用を考えてつくったのか。ハマーレ商店街の人のためにつくったのか、来たお客様の利便性を考えたのか、まずはとりあえずかもめ館つくってよしと、それでよしとお考えだったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　誤解のないようにお話をさせていただきますが、かもめ館をつくったのは町ではございません。商工会が事業主体で建設をしたと。したがいまして、商工会とハマーレ歌津の皆さん方で話し合いのもとにあの施設ができたものと私どもは認識をしてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　主体が商工会、じゃあ補助か何か使ったと思うんですけども、一切補助はなかったんですか、かもめ館。商工会独自でやったんですか。

○議長（三浦清人君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）　整備に当たりましては、宮城県の補助事業と、あと町から残り、県の補助事業は2分の1でございまして、残り2分の1から町で補助をさせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　そのとき、そこのかもめ館をつくるということで、そのつくったものがどういう効果があるのか、目的、そういうものを、計画通りに目的に沿って今実施されているのか、どうなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）　かもめ館を整備する際の目的といたしましては、まさに議員が

ご質問されております三陸道が延伸をしていく中で、どうやって商店街をキーに伊里前地区それから周辺地区を盛り上げていくかということでございまして、まさにあそこにぎわいの拠点をつくりたいということでございます。先ほど、商店街が利用するのかそれともおいでになった方が利用するのかということでございますが、基本的にはどちらの方も利用して、あそこにぎわいをつくっていくということになります。現在も、利用状況等々確認しますと、目的地となるべく商店会が中心となりまして、今週末もイベントがあるんですが、そういうイベントの展開、そういうときの会場としても使ってますし、また会議室等々もございますので、地域内での打ち合わせ等々、そういう機会でも利用されていると聞いてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　この南三陸町、特に歌津なんかそうなんですかけれども、県内一のおいしい海の恵みがいただける町なのです。それにもかかわらず、販売所がないんです。仙台から来たお客様が、かもめ館が販売所だと思って、そして時々入って、え、何もないんですかって。そういう場面に私も遭遇いたしました、実際。先ほど、課長が言ったように3月10日イベントが開催されます。チラシが入ってそれを見ました。うまくいっているさんさん商店街のノウハウをご享受いただきながら、やはり行政もできる範囲で指導されていくべきだと思いますよ、活性化に向けて。今、三陸道からおりる車がないんですから。さんさん商店街のほうは、毎月毎月恒例になりました、イベントをして伸びております。そうしたらやっぱり、ここは3月10日だけでなく、毎日、毎月でも、そういうふうなイベントを仕掛けて、そのさんさんの人たちから同じ会社であれば応援をいただき、少しでも売り上げが上がるとか、手狭になったというような、そういうイベント活動をしていければいいのかなって思っております。その点、いかがでしょうか。これは町長にお伺いします。さんさん商店街がいっぱい潤っていますから。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤仁君）　潤っているというか、人がおいでになっているということは承知をしていますが、潤っているかというのとはまた別問題でございます。そこに来た人たちをどのように誘導するかということについては、先ほど私答弁したように、同じ会社ですので、皆さん方でどうするかということについてはご議論をいろいろしていただいているとお聞きをしてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その結果が出なきやならないので、議論ばりではなくてね。その辺もこれから期待していきたいと思います。

次に、水産振興センターの復旧はやらないという方針ですが、昨年9月20日、私と倉橋議員が県庁の水産業基盤整備課に行きました。何とか復旧させる手だてを相談に行きました。幸いにもメニューがいろいろありますよって言われ資料をいただき、議会の三浦局長を通じて水産担当者に渡してもらいました。その後も、歌津町内全地区、18地区的契約会長さんたちの要望書をいただいたり、そのほかにも関係団体の署名をいただき、佐藤町長宛てに要望書を出させていただきました。町長、その要望書ごらんになっておりますか。要望書。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） はい。拝見しました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 見ていただいて、それ、どのように感じ取っていただいたのかなという思いがします。署名は、歌津住民全体の総意であると私は思っておりますよ。契約会の会長さん、全部落の会長さんですから。前議員が、さっきの一般質問で、自分の後ろには町民がいると思って言っているという言葉がありましたけれども、私も同じ気持ちです。それでも水産振興センターの復旧をしない、そのわけをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 水産振興センターというよりも、当時から、私何回もお話ししていますが、あそこで伊里前の皆さん方が商店街を形成してございます。商店街の皆さん方が、新たにハマーレ歌津といいますか、その当時は名前決まっておりませんが、そういう形で本設でやっていきたいということですので、商店街を集約するという観点においてはそこに集約したほうが、これはある意味伊里前地区のにぎわいということを考えた場合にはそのほうがベストだろうということでございます。それから、当時の指定管理者の方ですが、当時確認をさせていただいたところ、再開はしないというお話も回答をいただいておるということがございますので、公共施設の配置計画という中においては、これは設置しないということです。ただし、これ一つ申し上げておきますが、復興交付金等につきましては残念ながら期限が来ております。しかしながら事業計画をしっかりと出して、事業者の方々がこういう方向でやりたいということで明確にその辺の意思表示をされれば、これは当然のごとくですが、グループ補助金を使えるということになりますので、グループ補助金を使って再建をするということです。

とが、望む方々が、事業者の方々がいらっしゃれば、これは可能だということでございますので、基本的にやりたい方がどれくらいいらっしゃるのか、どういう規模で、どういう時期に、どういうふうな目的でつくるかということをしっかりと事業計画をお出しをするということになれば、グループ補助金を使えるということですので、再建が全くできないということではございませんので、そこは一つ申し添えておきたいと。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） グループ補助金と言いますけれども、復興予算でやれば100%来ますけれども、グループ補助金となると4分の3とか、さまざま、6分の1とかあると思うんですけれども、担当課から言わされたのは、後で言わされたのは4分の3の補助で、4分の1は手出しですよっていうことなので、そうすると、仮に2億円の物をつくったというと、5,000万円がそのつくった側のほうで出さなきゃないということも出てきます。そうすると、やはり復興予算のほうがいいはずです、100ですからね。そうするには、やはり復興庁でもできますよということを確認していましたけれども、5月のヒアリングにのせてくださいって。それまで頑張られるか、仕事が進むかっていうことになりますけれども、やはり復興でやるので復興予算を使ったほうが町にとってもいいのかなって思われるから、急いでやってくれっていうことを再三申し上げて、一般質問でもやっていました。去年もおととしも。そのたびに、一億創生でやったからできない、起債を使ったからできないって。そういう説明でした。なので最後に私は県まで行って、果たしてこう言われたんですけども、どうなんですかっていうことを確認までして、いや、こういうメニューがあるからできますよ、ただし5月のヒアリングにのせてくださいよって。そういう説明も、私は町民の人たちにやってきました。結果ができないとなると、何だ、及川議員、うそついているんでないかっていうような思われ方をしかねないんです。そこで、この水産振興センターっていう名称なんですけれども、2階には魚竜の展示場所にもなっておりました。この化石については、歌津吉野沢の仮設プレハブに保管しております。町長は、その当時、入谷に持っていくというところを歌津の議員たちが反対して、歌津の魚竜だから歌津に置くということで、仮設のプレハブに入っていたのは、ここにいる議員たちもそれは承知だと思います。聞いていたと思うんです。仮設なので本設をするものと思っていました、当然。そして、平成の森の上がり口、前に漁協があったあのあたりを見ているというようなことも、この場で聞いております。そういうことを公表しておりました。その計画がどのようにになって、今後、先ほどお伺いしたら支所の中に展示するような話をご答弁なさっていましたけれども、今後その魚竜の展示をあわせて、展

示場をどんなものつくるのか、つくるのか、支所にずっとこれからも置いていくつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員の議論の一番欠落している部分は、水産振興センターを建設するっていう、箱物だけが欲しいとしか私、聞こえないです。大事なことは、誰が事業者としてやるかということが欠落している。そこがない限りは、基本的に幾ら国で出しますよって……無理なんですが、出しますよって言ったって、誰もやる人がいない中でどうやってそこに補助金をつけるんですかっていう、誰が考えたって基本的な欠落がそこにあるんですよ。ですから、2年前にも3年前にもお話をしたって言っているんですが、その後に、ではどういう方がどのように事業を展開するかっていう具体的な案が町にお示しをいただいたのかということになりますと、全くこれまで何もないのでですよ。ですから、そこで一番大事なことは、事業者が誰で、どのようにやること、何回も私、これまでも言っていましたが、そこを解決しなければ、この話は前に進まないと思います。

魚竜館の件については、担当課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 支所の隣にあります、コミュニティ図書館・魚竜が、現在、本を読んでいただけるような展開になっておりますが、その中には現在もう展示、魚竜の化石の展示がしております。それで、現在、仮収蔵庫の中にも大きい魚竜のレプリカとか、現在ありますけれども、課で検討している中で全てがそのコミュニティ図書館に入るかというと入らない分もあります。その中で、歌津総合支所の通路も含めて、その辺の、両方にですね、総合支所の全体を含めて、現在保有している化石展示が可能なのかなと、現在の状況では考えております。数量的にも改めて建物を建てなくとも可能なのかなという状況にあります。そして、歌津総合支所も含めて、その展示をすることによって、管理体制であったり、それからワークショップであったり、それからシンポジウムであったり、そういうものが一体化した形で可能なのかなということを、現在考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） やる人がいない、見えないっておっしゃいますけれども、要望書をぐらんになっていればわかると思うんですけども、現在みなさん館があります。以前は、みなさん館の人たちにも悪いからつくれないんだっていうことも聞いております。しかし、そういう、いまやっている管の浜の人たち、その人たちもやりたいということで署名をいただい

ております。やりたいということで、きちんと言われております。それを申し添えます。

それから、魚竜館なんですけれども、たまたま名前は水産魚竜館って、通称我々は呼んでいましたけれども、正式には水産振興センターの2階を使って魚竜の展示をしていたっていうことなんですけれども、それを魚竜館と総体的に呼んでいたと、私たちがそう呼んでいたんですけども、あれは販売、水産振興センターですから、海の幸を食べさせて、物販してということだったんです。そういうものがあれば、観光の目玉にもなる、そこからおもてなしもできる、観光に大きく結びつく、だから私は再三あれを復旧させてということを言っているんです。そして、この間、前回も、魚竜化石について話しましたけれども、宮城県の博物館のスエヒロ館長という方が、この宮城県のレスキューチームの隊員として歌津の魚竜化石を復元していただきました。その先生は、世界的にも珍しく、観光に結びつけば非常にこれは効果大だということを話していました。この町にはたくさんの化石がまだまだ出ていますと。釜の浜にもあるし、もちろん館浜、現場はそうなんですけれども、毎年そして学術的にも貴重なことから毎年調査に入っていますということをおっしゃられて、評価もしておりました。この魚竜化石を世界遺産に登録すれば、もっともっとこの町、目玉になるものが、観光の目玉になると思われますけれども、どうでしょうか、町長、そういう世界遺産。

いろいろなもので注目を集めているこの町ですから。お考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 水産振興センターの関係ですが、及川議員がこの場所でやる人がいるというお話ではなくて、それでは前に進まないんですよ。ですから、みなさん館の方々がやりたいというのであるのでしたらば、みなさん館の方々が役場の担当課においてをいただいて、事業申請を正確にしていただくということが前に進める一歩だと、私は思っておりますので、そこは一つ、そちらの方々に及川議員から説明をしていただきたいと思っております。

それから、世界遺産、どのような手順でなるかちょっとわかりませんが、確かにウタツギヨリュウにつきましては世界最古ということで、これまでもそういった位置づけでやってまいりましたので、世界遺産にどういう手順でやるのかわかりませんが、その辺……水産課わかるの（不規則発言あり）生涯学習課がわかるそうですので、その辺ちょっと答弁させます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 前にも倉橋議員から世界遺産の件でお話ありました。まず、イタリアのベザーノの場合だと、ちょっとはつきり確定な部分は言えませんが、たくさん魚竜化石であったりそういう地域一帯、広い一帯がそういう地域であって、そういう部分での

世界遺産登録になっているかと思います。それから、アメリカのコロンビアの地域ですとか、そうゆう場所の広い一帯になっていると。この町のウタツギヨリュウに関しても、可能性はどうかということなんですかけれども、その辺の発見の数であったり、その辺の条件が、それほど大きくないんではないかなという、確かに貴重ではあるものの、その辺の申請をして、なるかどうかというのはまた疑問になる部分ではあるかと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 水産振興センターの件につきまして、担当からお話しさせていただきます。以前、議員にも直接お話ししましたけれども、まず順を追って、県の事業を使って復旧ができるという話をされたというところなんですけれども、理論的には確かに、5月の計画説明まで書類を出せば、議論の舞台に乗るかどうかは別として、2年ありますので、建設までは間に合うという説明が県の説明だったと思います。ただ、議員いらっしゃってお話を聞いた時点では、じゃあどこで再建するのとか、誰がやるのとか、あとは運営主体はどうなのかという部分の中でなかなか納得する意見……答弁がいただけなかつたというところがございます。今、お話の中で、みなさん館の方がやるという話がございましたけれども、その際も私申し上げましたが、町で建設するのであれば指定管理となると。それは、この場でわかりましたという話ではなくて、当然審査が通った方が指定管理を行う、町でどうするかというのを決めなければならぬというところでございますので、この場でわかりましたというわけにはいかないという話をさせていただきました。なおかつ、指定管理のメリットというのは、民間企業のノウハウが町よりすぐれているので、そこは事業を運営するということが……メリットとして町でやるよりノウハウがあつてすぐれているというのであれば、現在、冒頭に話があったようにハマーレですかみなさん館が集約されている地区ございますので、そこで民間の事業を使って、グループ補助という部分の中で、町としてはソフト事業もそうですけれども、そういう補助事業に対するお手伝いはできますよという話をさせていただいて、それではご検討願いますというところだったと記憶しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そういうことを、ハマーレをつくるときに、そういうことまで説明してあげたのか。ハマーレをつくるだけの話だったのか、その辺はどうだったんですか。当時のハマーレ。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）　ハマーレをつくる際には、水産振興センターという話はございませんでしたので、そこはみなさん館がたしかもう既に計画だった、つくってございまして、まちなか再生計画の中でハマーレができるということの中で、そういう前提があって、町の公共施設配置計画には水産振興センターという機能はのらなかったという理解でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　初めから、水産振興センターはたたき台にはのらなかったって、そう解していいですか。話が出なかったということは。

○議長（三浦清人君）　農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）　なぜのらなかったという問い合わせましては、町としては機能を生かすという中で、水産振興センターの機能はみなさん館だったりハマーレができるそういった商店街でその機能は果たせるという判断から、水産振興センターはつくらないという結論だったと記憶しています。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　わかりました。でも、その後、震災からもう8年もなって、いろいろな環境も変わってきたから、もう海の物を販路を拡大して食べさせておもてなししていくという、そういう考えも皆さんの中で芽生えてきたので、これからはそちらに向けて、私も言つていきますし、町もそういうものに力を入れていただきますようにお願いします。

こればかりではないので、じゃあ、次に移らせていただきます。

続きまして、2点目ですね。1点目の2つ目ということになります。

志津川市街地の都市計画の検証について。

平成28年3月、東北放送の番組で東大の名誉教授、たしか、名前はわからないんですけども石川先生という方だったと思うんです。当町のまちづくり復興計画事業は、民主主義ではないとはつきり言っていたのが思い出されます。右岸の人たち、駅前周辺の人たちですかね、いまだに不満を持っております。それはというと、なぜ平等に一つの区画整理事業で行わなかつたのかっていうことです。その理由は何だったのか、町長にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤 仁君）　経緯等を含めて、担当課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（及川 明君）　初日の佐藤議員の一般質問のときにも若干触れましたけれども、そもそも60ヘクタール、八幡川左岸側で60ヘクタールの区画整理でさえも、住宅が高台に移っ

したことによって産業系あるいは商工系、そういったもので張りつくのが、面積がですね、張りつけられるのかと、その事業が始まる前からそういった部分がございます。それで、町長もこの間申し上げましたが、八幡川という一つの分岐点で、志津川の魚市場の背後の地域にコンパクトに市街地を形成していくという方向性のもと、区画整理事業に取り組んでいった経緯がございますので、この辺の議論はこれまでさんざん行われてきておりますので、その辺は、議員、ご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　以前から、私は再三にわたってこの右岸の国道39号線と45号線のかかわり、そして枝道、旧警察署前から水尻川までの道路の欠如、不便きわまりない道路計画を指摘してきましたが、いまだにまちづくり協議会の意見を聞いて実施しているとは言われておりますが、このまちづくり協議会が主体だって言っておりますので、まずこのまちづくり協議会は何人の人たちで構成しているのかお伺いします。右岸で生活していた人たちがいまだにばかりしく思って、そういう計画、抜けた人もいると聞いておりました。もし、まちづくり協議会の議事録が担当課に来ているのであれば、提出していただきたいと思います。復興がおくれるからの答弁ばかりで今まで何回も聞かされてきましたが、多くの人たちが町の復興に疑問を持ち、なりわいを諦めてこの町から去っていきました。3,000人もの人が、さまざまな思いで動きましたが、町にとって大きな損失です。テンテンマップは70以上の店が入っていますが、さんさん商店街に入っている人たちは30店舗でしょうか、28か30だと思うんですけどもね、あの40店舗の人たちは自力再建です。聞くところによれば、あのさんさん商店街の場所に右岸側でお店を出していた人たちが来る場所だと伺いましたが、仮設さんさん商店街が余りにもはやっていたので、早く本設するため今の場所に決まり、途中から国道もさんさん商店街を通る計画に変更したのではないかと思われても仕方がないでしょうか。私は、そのとき、そのことを考えたとき、復興に政治は要らないのではないでしょうかと思います。町民に寄り添い、公平に復興計画に邁進すべきではないでしょうか。いかがでしょうか、このことについて。右岸側と左岸側と一緒に区画整理しなかったのはなぜでしょうか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　私も、さつき答弁、企画課長にさせたのは、基本的にこの定例会で初日にこの問題について私から説明をさせていただいております。当然、及川議員もこの同じ席にいるわけで、なぜそうだったのかということについては私は詳しくお話をしたつもりです。ですから、あえて今、企画課長のほうに振ったんですが、この震災で高台移転を設

定した際に、下の地域まで町管理の土地にするのは、将来的に町が完全に破綻してしまいます。そういう判断のもとでこれまでの復興事業を進めてきたということは、再三再四にわたってお話をさせてございます。後世に負担を極力残さない、そういう方向で我々は進めてきておりますので、及川議員は多分後世に責任は負えないんです。つくればいいというだけの話でありますから、それでは全く我々とすれば無責任と言わざるを得ないと思いますので、そういういった責任ある開発といいますか復興ということを進めてきたということです。

なお、詳細については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 複数ございましたので、漏れていましたら指摘をお願いいたします。

まず、志津川まちづくり協議会の会員数ということでございますが、今何人までの資料はございませんが、基本的に旧志津川地区にお住まいであった方々全てを対象として、まちづくり協議会というのがスタートして、現在に至っているということでございますので、会員数ということであれば数百人、世帯ということでございます。

45号と39とお話をましたが、多分、国道398号とか、多分と言って申しわけございません、県道登米志津川線とかいうあたりのいわゆる幹線道路の法線の決定について、志津川のまちづくり協議会に意見を聞いてというご質問だったかと思います。45号、398号、そして県道も幹線道路でございまして、これにつきましてはそれぞれの事業主体、国なり県において都市計画決定ということで、町の都市計画審議会の意見等も聞きながらそちらのほうで主体的に決定をしたというものでございます。

あと、抜けた人もいるんだよというご不満という点がございましたが、ストレートな答えなのかどうかちょっとわからないんですけども、八幡川の左岸側は60ヘクタールの区画整理をやると。これにつきましては、1日目の一般質問の答弁で町長が申し上げたとおりの考え方でございます。右岸側につきましては、当初、祈念公園と、一帯をということで、町としては構想を描いてそれを具現化すべく国、復興庁等々と協議をしてまいりましたが、しかしながら残念ながら実現に至らないと。これを、例えばもういつまでもいつまでもいつまでもいつまでもやり続けていると、というのはやはり、現実を見た中での究極の町としての責任ある復興事業をしていかなければいけない、町としての町長のご判断として、右岸側につきましては祈念公園は6ヘクタール程度に縮小と。それ以外の土地につきましては、大変ご不満、不公平感はあるかもしれませんけれども、左岸側との町有地換地との土地交換をお願い

したいという説明会なり個別相談を、もう何度も何度も何度も繰り返して現在に至っております。結果、現在のところ、右岸側に土地をお持ちだった方の85%の方々が、左岸側の町有地換地と交換をするということで、町と覚書を締結をされているという現状でございますので、議員おっしゃることも全くわからないわけではございませんが、町といたしましては、この復興事業を全体のいろいろなことを考えた中で進むべき道を見定めて現在に至っているということにつきましては、どうぞご理解をいただきたいということでございます。

あと、議事録の関係でございますが、議事録につきましては、志津川のまちづくり協議会は任意団体でございます。ただ、現在この事務局は当課が担っておりませんので、会議録、議事録があると思いますので、それにつきましては今、これから、うちの部下職員に指示をいたしまして、どの部分がということにつきましては及川議員とお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ありがとうございます。

この、復興予算の使われ方に戻りますけれども、この計画というのはもとの姿に戻すことが基本ではないでしょうか。この町の姿をもとに戻すということが。震災前の志津川の町が消えてしまったけれども、町民一人一人にも復興費が充てられ、この町で皆一緒にくらしていきましょう、町民が一丸となって復興する姿こそが元気なまちづくりにつながるんでしょうね。私はそう思います。その復興予算から言わせていただければですね。右岸側と左岸側の価値の違いが、この復興によりまして逆になりました。財産価値も下がります。そうすると、この、ここに憲法29条財産権の保障として、最高裁判所では私有財産制度を保障しているのみではなく、社会的、経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につき、これを基本的人権として保障すると判事しております。区画整理事業から外したことは、この29条に抵触するのではないかと思われますけれどもいかがでしょうか。右岸側から土地交換で出店している人は、先ほどの中に数は見えていなかったんですけども、どの程度来ているのか、さんさん商店街に入っている人も含めて大体の範囲でいいですでお答え願います。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　及川議員、基本的なことを忘れてはいけないと思います。震災前の町をそのままつくり直すということについては、全く我々としては考えてございません。これはもうずっと説明をしてまいりました。いわゆる、震災の翌月に、二度と命を失わない町をつ

くるということで、高台移転を我々は選択をするということにしました。その際、町内の23会場で7日間にわたって住民説明会をしました。いわゆる高台移転をすると、それに了解してもらえますかという説明会をやった。当時は、やはり皆さん方、津波の後ですから、高台移転には反対という声はございませんでした。そういう中でまちづくりがスタートしてまいりました。もとの町の姿に戻すということではなくて、そうではなくて、命を失わない町をつくるということに我々は転換をしました。これは、何回もお話ししているとおり、及川議員もこの根っここの部分を忘れてはいけないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 財産価値の話で、外したという話がございましたが、先ほど申しましたが、八幡川の右岸側の一帯につきましては、当初区画整理事業を復興計画で構想していたわけではなく、祈念公園事業として約24ヘクタールを整備を予定して、構想として描いていた、それが実現しなかったということでございまして、区画整理を予定したのを途中で取りやめたということではございません。

ただ、私、ちょっと、財産権、法律のことにつきましては大変不勉強で申しわけないんですが、明確な答弁はちょっといたしかねるんですけれども、右岸側で震災前に土地をお持ちの方が区画整理事業地内で今どのくらい再建されているのかというご質問かと思うんですけれども、済みません、正確な数字を持ってはいないんですけども、土地交換の対象者数は64名でございまして、そのうち55の方々につきましては町と覚書を締結をいたしておりまして、新年度になりましたら土地交換契約というような運びになろうかと思います。再建をされている方々ということでございますが、例えば飲食店とか、あとは駐車場とか、あとは事業所とか、あとは作業場とか等々ですね、既に左岸側で建物を建てて生業をスタートされている方は複数おります。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もとの姿に、もちろんそれは旧、震災前の姿にはならないんですけども、住居は高台、しかしこうして商店街を今のさんさん商店街から、今の中団地下まで大きく変わっています。しかし、その交換した人たちが皆この商店に入っているかというとそうではないということです。だから、最初の計画とは変わってきていると思うんです、もとの姿に直そうと思ってやったこと、結果がこのように空き地が出てしまっているっていうことになっているのは、右岸側の人たちのまちづくり参加権、こっちの、最初から、そこ

を低いところだから最初から盛り土してそこにみんなで移りましょうって、最初から入っていればそうではなかったはずだと思うんです。私から言わせると、右岸側の人たちのまちづくり参加権を奪ったのではないかという思いがいたします。このまちづくりに参加させないままに左岸の余った町有地と交換するということは、著しく左岸土地所有者と右岸土地所有者間で公平性に欠けるものがあったんでないでしょうか。そうであれば、この土地交換事業は、その時点では違法性があったのではないかでしょうか。最初の復興計画どおりであればお金がかからなかったのに、なぜ公園の土地を用地買収し、5億7,000万円の用地買収にかけて事業をしなければならなかったのか。その辺、お伺いいたします。なぜ、区画整理計画から外して、あそこの役場庁舎のあたりを公園として土地を買収したのかということですね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 後段の部分はもう何回もお話しさせていただきましたので、あとは省略させていただきたいと思います。これまでの、右岸側の方々の思いにつきましては、我々は実は一番正面から受けてまいりました。復興事業推進課の事業説明会、何十回となく各集会所を回って、私も一緒に行ってお話を伺いしながら、さまざまな皆さん方の思いを受けとめて、そこでどのように着地点を見つけるのかということについて、再三にわたって議論を積み重ねてまいりました。結果として、こういうふうなまちづくりでいかがでしょうかということで、一部の方々で不満を持っている方もいるのはご承知でございますが、大概の方々についてはご理解をいただいたものと認識してございます。したがって、換地の部分につきましても、4月か……、3月でもう終了するということになりますので、いろいろ紆余曲折はありましたが、落としどころのところに落ちついたと、大枠としてはそういう受けとめ方を私はしてございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今、町長が申したとおりでございます。今、議員からご発言あった不公平感とか、もう一回やり直せと……左岸と一緒にやり直すべきだとか、いろいろ厳しいご意見を何度も何度も我々いただいてまいりましたが、ただ、結果として、国道45号沿いにも土地交換の土地がございますといった部分とか、本当に余った、本当に端っぺなんだけ、おめえたちとか、いっぱい言われたんですけども、実際に交換の用地をお示しをして、丁寧に土地の状況をご説明をして、ようやく、約4年、5年かけて現在まで至っていると。いろいろ不平不満はおありの方もいらっしゃるとは思いますが、ただ、町としては先ほど申しましたとおりですね、何とか左岸側で、右岸側に土地をお持ちだった方もご一緒にこれから

志津川のまちづくりを何とか盛り上げていっていただけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 役場からクレーマーと言われながらも異議を唱えた人はうまく交換して店を出しておりますが、多くの人は嘆いております。このことで、不利益をこうむった右岸側の住民より訴訟を起こされた場合は、憲法第17条、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは法律の定めるところにより国、または公共団体にその賠償を求めることができるとあります。今、この中継が流れていますが、土地区画整理で不利益をこうむっている人がいると訴訟問題になり困ってしまいます。そこで、復興税を、私たち個人も納めているので、不利益をこうむった人だけではなく、この復旧事業に不服があれば個人でも訴訟申請ができるものと私は解しております。区画整理から外して公園用地として買収され、売った人はいいんですが、土地交換でそのまま残された土地は、言葉悪いですが二束三文の土地となります。これを比べると不利益をこうむったことにはならないでしょうか。いかがでしょ

うか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 訴訟を起こす権利というのは何人にもあると考えておりますので、それに対して提訴する、しないということについて、私のほうからどうのこうのと言うことはありません。その上で、区画整理事業において不法行為があったとは私どもは考えておりませんということを、まずもって申し上げさせていただきたい。あと、土地交換で、交換しなかった人は二束三文と、ちょっとその言葉もすごいなと思うんですけども、ございましたが、土地交換事業を右岸側の方々、大変不平不満はございましょうが、左岸側の区画整理エリアのほうに土地交換としてということをご検討いただけないでしょうかというお話をうちからさせていただいております。その上で、それぞれのご事情がおありで、いや、私は左岸側との交換には応じませんと、こちらの従前の土地のままで結構ですという方々もいらっしゃいました。ただ、それは町が強制的に土地交換をできなくしたわけでもなんでもございませんので、町としてはできる限り左岸側との土地交換をお勧めしたと、誘導したと、政策誘導ということはございますが、議員がおっしゃられました残った人はどうなのという部分については、ちょっと、どうなのかなと、私どもの考え方とはちょっと違うのかなと感じております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、左岸側にはぽつぽつと、ウジエさんとかいろいろ建って、ガソリンスタンドも建ってきました。今後、あそこにはどのような商店街ができるのか。おさかな通りという名前のところもつくりましたけれども、何店舗か計画して、店舗が建っておりますけれども、あの辺の交換、今後ですね、計画はどのようになっているのか。国道45号線沿いもどのようになるのか、余りにも残ってしまった、計画にミスがあったのかどうなのか、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 区画整理エリア内の土地の利活用の状況ということで答弁申し上げます。

60ヘクタールの中のいわゆる宅地ですね、宅地の面積は約33.7ヘクタールございます。その中で、意向調査というのを私どもで実施をしておりまして、現在の利活用開始済み宅地の割合は、面積ベースで35.8%程度だと考えております。加えて、これから生業をという方々のご意向も聞いておりまして、それを合わせましても約6割というような状況でございます。つまり、33.7ヘクタールのうち、40%程度の宅地が利活用のご意向がまだ見定まっていないというような状況でございます。あと、しおさい通りですか、どのようにという部分につきましては、企画課長から答弁いたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 従来のおさかな通りですか、新しいまちづくりの中ではしおさい通りという呼び名で整備を進めています。志津川地区のグラウンドデザイン等でも若干見え隠れした、議員もご承知かと思いますが、今、高く盛って、周りを見渡すところがありますが、あの一帯が海辺の広場という形で憩いの場となるべく広場を整備する予定です。ただ、付近で護岸工事をやっている関係から、恐らく32年度以降の着手となるのかなと思いますし、しおさい通りの途中には、町有地も一部ございます。そこについては今後、起業する、チャレンジする若者の活躍の場をそこに設けるべく、今、その制度設計を当課で考えているところでございますので、まだ若干ですが、お時間がかかると思いますが、そういう計画で現在検討しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、建てている建物、スタンドとか計画のある人は、今実施していると思うんですけども、これからにぎわいを創生していくのにあと2年、復興予算を使うとす

れば2年しかできないんですけれども、これから来る人たちは皆個人さんだと思うんです。そうした場合、今から来て、通りとか埋まるには、何年くらいの計画かかると思いますか。来る方は大概来ていると思いますけれども、2年間で今、左岸側の商業施設が入っている部分の土地が埋まる可能性としては、何年くらいかかると思いますか。見通しですね。おさかな通りも含めて、見通しです。お伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、隈 研吾さんがグラウンドデザインの説明会をベイサイドアリーナでやったときにお聞きになったかどうかわかりませんが、あの際にも同様の町民から質問が出ました。いわゆる絵を描いてきたのに、道路沿いにさまざまな絵が描いてあります、そのときに質問で立った方が、いつの日にこんな商店が立ち並ぶんですかって質問した際に、隈さんがお話ししたのは、へそとなる部分がしっかりと機能すれば必然的に、時間はかかるかもしれません、こういう商店は集まってきます。ですから、へそとなる施設が大事なんだというお話をしておりましたが、現実問題として、今、我々の地域のさんさん商店街が2年間で125万人という方々がおいでのになるということは、まさにあの地域のへそ商店街として成長してきたと思っております。したがって、結果としてあの近辺に1つ、2つ、3つ、4つ、5つ、6つ、7つと商店やあるいはスタンドも含めてですが、完成をしてきたということがありますので、いつの時期にあそこの土地が全部埋まるかといつてもそれは民地の問題でございますから、基本的に明確にここでお答えするわけにはまいりませんが、いずれそういうふうにあの地域にぎわいが戻ってくる日がいつかは来ると思います。明確にいつの時期ということについては、私の立場ではなかなかわからないと言うしかございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私的に言えば、あの土地を区画整理から右岸側を外してしまったがゆえに、随分こっちの左岸の土地が残っているという思いがいたします。計画どおりに行かなくて。もうその計画があれば、もう埋まっているのでなかろうかなっていう思いがいたします。それから、次に、大森地区から高野会館までの道路、南側海、海側に行ってです、すなわち志津川漁港東西連絡橋の整備実施についてです。このことは、商工会との懇談会があったときにも、あそこは、タカハシ造船さんでしたか、の方に不便だという声が聞かれております。一回、ぐるっと上がってそしてまた下がっていくようなことが話されていました。漁港北側市街地は、防潮堤までかさ上げされましたが、漁港や市場と造船所、海岸低地部にある、この低地部は新井田川により分断されており、漁港区域として震災前の機能復旧されておらず、

一体的機能確保のため連絡橋の整備が求められていました。この早期整備の実現と効率のよい漁港環境の復旧が求められておりますが、この整備計画をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、漁協からお話を聞いたことがございます。それでもって、県のほうでどういう整備がいいか、今検討しているという状況だと聞いてございます。いずれ、これについては100%国から来るお金ではなくて、いずれ町の負担も伴うということでございましたので、橋の規模それから時期、それらも含めていずれ県から説明があるものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 県の工事だからっていうような、ちょっと投げやりなような言葉かなと私は受けとめたんですけれども、町として直接市場、漁協、漁民の人たちの関係あるところで、その辺は真摯に向き合って、県をつついででも、ユニックなんかが横に並びで移動できるような、そういう施策を考えなきやならないんではないでしょうか。県任せにしていいとお思いですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 漁港管理者は県でございますので、一応希望とすれば漁協からそれは直接的に県に要望が行ってございます。当然、県でそれを実施するとなれば、町の財政的な問題もございますので協議をしなければならないということになってございますので、町の現在、一般財源からその分どのくらい支出できるかも含めて、県と協議をせざるを得ないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後2時13分 休憩

---

午後2時33分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 漁協から造船場から旧市場のほうの東西線の流れなんですけれども、県の、事業主体が県だということなんです。使う人たちは、地元の漁民、市場関係、カキを運搬、これからホヤを運搬、ホタテを運搬など、いろいろなユニックで運ぶ量が多くなっていますので、もちろんサケもそうですね、いちいち上に上がってまたおりてというようなそ

ういう悪循環にならないような、そういう県を尻たたきして、1日でも早くできるような方策をとっていただきたいと思います。それから、町のホームページに高野会館を含めて祈念公園として、高野会館がエリアに入っていたんです、前はね。今はエリアから外れております。今までの説明会からしても、外れているということになっているんですけども、もう町のホームページにエリアに入っているんですよ。だからそこを直さないでいるのか、それが現実なのか、その辺確認お願いいいたします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　済みません、町のホームページの細部にまでちょっと目を通した上で答弁するわけではないですけれども、多分、これまで当初町の震災復興計画、一番最初ですね、つくったときには、高野会館も含む八幡川の西側エリア約24ヘクタールについて緑地公園という構想を立てておりました。それが、今も閲覧できるという状態にあるということかと思います。ただ、議員今ご承知のとおり、ご発言もありましたが、現状といたしましては国道45号の南側、高野会館を含む南側につきましては、南三陸町震災復興祈念公園のエリアから外れています。そういう部分の、今の現状を踏まえた周知なりが必要かどうかにつきまして、ちょっと見当した上で、ホームページにどのように載せるか、部下職員とちょっと話をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ホームページを全国の人たちが見ているので、そのエリアに入っていると、エリアに入っているから大丈夫なんだと、そういう見方されますので、その辺はきちんとして、受けとめる人たちが多く受けとめていると思いますので、現実は違うので、そうするとまた違った角度の見方も、それぞれ全国の人たちから見られますので、その辺は直していただきたいと思います。

1点目はこれで終わりにします。時間もないですので。

次、2点目に移らせていただきます。

高齢者福祉について。

国では在宅介護を重要視との見解だが、先日も国会でも介護の関係で出ておりました。当町でも施設入所できかねて、在宅で生活している方々がおります。在宅介護世帯にも助成できる施策を考えてはということですでお願いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、高齢者福祉ということですでのお答えをさせていただきますが、介護保険制度につきましては、介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームへの新規入所は要介護3から5の方となっております。そのため、施設入所対象とならない方については、自宅などで生活しながら、利用できるサービス、在宅サービスですが、ご利用いただいております。介護保険給付制度には、訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具購入補助、住宅改修費支給等があり、デイサービスや訪問ヘルパー等、要介護の方、その家族のニーズに合わせた対応を行っております。さらに、本町では、介護認定された要介護者の在宅生活の支援として、平成29年4月より紙おむつ等の介護用品を支給することにより、本人または介護している家族の在宅生活を支援する南三陸町家族等介護用品支給事業と、適切な医療の受診機会を確保するため南三陸町高齢者福祉タクシー利用助成事業を実施しており、皆様にご活用いただいているところであります。今後も、第7期介護保険事業計画の基本理念であります「全ての高齢者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしを続けられる町とともに築く」を目指し、つながりのまちづくり、健康で活動的なまちづくり、安心・安全なまちづくりを基本とした政策事業を推進をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 以前、私は、皆さんもご存じのとおり、高齢者担当で仕事もしていました。そのときは、介護保険はなかったんですけども、高齢者で紙おむつなども非課税でやっておりました。まさにそのときのが、ただ介護にスライドしたというだけで、新しい特別なものはないって私的には思いますけれども。今、紙おむつ、在宅でそういう手厚いこともしているとおっしゃいますけれども、これを……まずもって、施設入所に入っている方、何人だか調べてましたか。入所している3から5、町内の介護施設。私も全部問い合わせしました。そうしたら、200人近い方が入所なさっております。ハイム・メアーズ、つつじ苑、慈恵園、それから春園園、いこいの海・あらと、5カ所のところに大体200人近い方。また、その方たちは、今は、去年からですか、3から5の人たちが入所なんですけれども、その人たちがそれぞれ平均的ですよ、200人の人が平均的に料金を使うとなると、手出し、介護保険が9割で1割が本人手出しだとすると、10万円前後。非課税世帯になるともっと、六、七万という人もおりますけれども、ならしますとね、大体10万円前後の人が、利用料を払って入っております。しかし、それは1割であって、あの9割は介護保険から出ております。そうなると、そういう介護施設に入れてうちの人は働けるわけですね。ところが、在宅で見る

人たちは、その人をうちで見なきやないので、仕事、例えば勤めに行くとなると勤めに行けない。自営業であれば、暇な時間を見てやれるということがありますけれども、非常に、国では在宅在宅と言いながらも、負担を強いられているんです、介護に。子供はだんだん大きくなるから小学校に入れば手が薄くなるっていう考えがありますけれども、在宅で見ているというと、だんだんだんだんレベルが下がっていって手がかかるようになるんです。ですから、国は在宅でと簡単に言いますけれども、見る人は大変なんです。その割には介護保険皆納めていますけれども、恩恵にあづからない。それも非課税の人がおむつを、非課税世帯にだけですよ、おむつが給付になるって。非課税でない人たちはおむつから与えなきやならないんです、買わなきや。デイサービス歩けばデイサービスの分が1割負担で行けますけれども、本当に動けない人はうちで見なきやならない。そういうところがありますから、町でも非課税だけでなくても、こういうところに補助を出すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 補助を出すべきという質問だから、町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくちょっと、私もケースが存じ上げませんので、担当課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、ご質問の冒頭にございました施設入所者ですけれども、議員お調べのとおりでございまして、それくらいの人数が入っていると思っております。

それから、在宅重視ということは、これは国も町も変わりございません。どうしても、議員、先ほど来ご指摘のとおり、施設についてはやはりお金がかかってしまいます。ただ、お金がかかった分については、当然保険料に一定料はね返ってまいります。使えば使うほどやはり施設というのははね返ってまいりますので、そういった部分で在宅重視というのはやむを得ないかと思っております。それから、あと紙おむつの件なんですけれども、実はこれも議員ご存じかもしれませんけれども、本町でやっております紙おむつ支給については、この財源をやはり介護保険の中から求めておりますので、例えば撤廃して課税の方まで広げるということになれば、やればやるほどやはり皆様の保険料の負担が大きくなっていくということで、ある一定のところ、皆様の納めていただける方々のご理解いただける範囲の中で給付を差し上げるというのは、何といいますか、ある種妥当な給付の仕方ではないのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 課長の答弁はもっともですよね、これは施策の問題ですから、今別なところから予算を充てるといつても課長はそれまでの権限ないから、そう申さざるを得なくなっているのはわかります。そこで、町長なんですけれども、子育てについては、いろいろな施策をやっております。それは、町独自の考えでやっております。そういう考え方からして、この介護保険、今課長は介護保険の中でやっているから、どうしても利用料が多くなると介護保険が増になっていきますよということはもっとなんです。だから、そこを施策として町のお金、これから消費税、10月から消費税上がりますけれども、そういうお金でも何でも回ってきますから、そういう予算を使ってこういう介護のほうにも回して、独自のですよ、町としての独自で給付できないものか、せめておむつだけでもそういう全体に、在宅でやっている人たちね、非課税、非課税でない人含めてできないかということを問うているわけです。いかがですか、町長。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 在宅で介護している方々の大変さというのは、私も理解をします。私も要介護3の母を介護しておりますので、そういう意味では在宅で介護するというのは、介護している方々のご負担になっているということは十分に私も理解はしてございます。いざ、財政支出増の問題になってまいりますと、今ここでわかりましたというわけにはなかなかまらない問題でございますので、ここはいろいろ制度設計の中で考えていく必要があると思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国でも、これに力を入れて、そう遠くならないうちに消費税などが入れば、その辺が、高齢者の介護のほうにもお金が回ってくるのが近いと思うんです。そう遠くない話だと思いますから、それに先駆けでぜひ当町でもそういう在宅でいる人たちのことを考えて、予算づけをしていただきたいと思います。

それから、健康寿命を延ばすことですね、平均寿命は今88になっていますけれども、健康寿命はまだ75まで行っていない、七十三、四だと思われます。高齢者がどんどんふえてきますので、厚労省も今は介護美容というものを打ち出してきました。その介護美容というのは何なのかというと、女性の人たちがおしゃれをしたいという気持ちになるということが大切だっていうことなんです。男の人も勤めに出れば、おしゃれして来るという気持ちに変わりはないんでしょうけれども、男性以上に女性って人たちは身の回り、きれいな服を着て、化粧をして、きれいなる、そういうことをすると外に目がいく、そういう介護美容というものを

取り入れて、健康で長生きしようという、長生きさせようっていう国の施策も出てきましたので、そういうものを取り入れて、そしてこの町の人たちが元気で、ピンコロリンってなるように、亡くなるまで元気でいられるっていう、そういうまちづくりにしていきたいと思いますけれども、この介護美容については、セラピストっていいます、介護美容をする人のことをセラピスト。そのセラピストを育て、育成するにはキャリアアップの助成金というものも支援の中に出でておきます。1人のセラピストをつくるのにやはりお金がかかります、何万と。そういう補助も、こういう、これは人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金っていう名目で、こういう助成も出でております。そういうことから踏まえて、今後、介護予防のほうもやっていると思いますので、こういうものを、昔で言えば、10年以上も前ですか、20年も前に、ヘルパー、3級ヘルパー、皆さん地区でいろいろな人が毎年3級ヘルパーを町の事業として取り入れて、大概の人がとった、そういうようなことがありました。それをこの介護美容もそういう取れる、みんなで勉強して取れるっていう。セラピストを多く育てていきましょうという、そういうことをやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか、そういう。多分、今までわからなかつたと思いますけれども。そういうことがあるということに対して、今後そういうものを入れていくという。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） いわゆる介護美容といいますか、その美容のそういったものが、お年寄りといいますか介護の方々にいい影響を与えるというのは、さまざま報道がされておりまし、書いてあるものを見たこともございます。ただ、なかなかそれを、効果をはかるというのも難しい面もございまし、あとは、制度化するというのにはちょっとハードルが高いのかなと思っておりますので、いわゆる町の中でやっております一般的な介護予防とかそういった中で取り入れられるのかどうか、今後、こちらはぜひ前向きに検討させていただきたいと思っております。ただ、セラピストの養成ということになりますと、なかなか、そういう資格を持った方をどんどんつくっていくということになるんでしょうけれども、こちらは実際にやっている方がどの程度っていうこともございまし、町内でそういったものをヘルパーと同様にというのは、今後検討はしていくべきものだとは思うんですけども、すぐにあすあさってにそれができていくものかといいますとなかなか疑問は残りますので、こちらについても一つの検討としては取り組んでまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で及川幸子君の（不規則発言あり）一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の会議を継続することといたします。  
本日はこれをもって延会といたします。

午後2時53分 延会